

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

マイナンバー記載は下四桁のみ

漏洩等の最悪事態回避

まもなく吹田市から事業者に対して住民税の「特別徴収額の決定・変更通知書」が送付されます。この通知書には従業員の名前、住所、住民税の額が記載されていますが、総務省はそこに従業員のマイナンバー（個人番号）を記載するように指導してきました。吹田民商は、昨年11月から本年3月までの間、この問題で、連続して市役所市民税課と懇談・折衝を重ねました。そして、マイナンバー（個人番号）の記載は12桁のうち下4ケタのみ記載することとなった旨の回答を口頭で受けました。これで、住民と市役所が対立したり、漏えい事件が起こったりする最悪事態が回避されました。

マイナンバー（個人番号）は、役所においても事業所においても厳重な管理が義務付けられているものです。それをすべての従業員の意向を調べることもなく、そして、事業所の管理体制の有無も把握することなく、一方的にマイナンバー（個人番号）記載の通知書を送付することは大変危険な行為です。それを総務省が指導していることに全国で驚きと怒りの声が上がっていました。ところが、吹田市は昨年11月24日の段階では総務省の指導に従い12桁記載の上書留郵便で送付することにしていました。日本国憲法との関係で協議された気配もありませんでした。そして、12月市議会の共産党柿原市会議員の質問では費用の関係もあり普通郵便で送付するとの姿勢に後退する始末でした。

真剣な検討のうえの結論に

吹田市は誇りをもって対応を

吹田民商は、この問題が①マイナンバー（個人番号）を提示しないとされた従業員もいる。送付することはそのような従業員の自己決定権を吹田市が侵害することになること②すべての事業所が漏えい・紛失しない体制を整備しているわけではないこと、③もし、漏えいが起きた場合は吹田市が責任をとれるのか、と指摘してきました。1月27日には文書で正式に申し入れました。民商から指摘され、市議会でも問題視され、ようやく真剣な対応が始まりました。流れを変えたのが、3月上旬に吹田民商が手に入れた

大阪府内各自治体のこの問題に対する対応状況を記した資料です。ここでは、吹田市のように「記載」する市町村は17自治体、普通郵便による送付は3自治体のみでした。総務省の指導との間で悩みながら自主性を発揮している市町村も17自治体ありました。いかに吹田市の認識が弱いかわかりました。「吹田市は住民生活を守るために自治体としての自主性を発揮せよ」と強く求めました。この資料の内容は3月市議会でも、柿原市会議員が取り上げていただき、下4ケタ記載の流れができました。

心配した事業所から「やめてほしい」との声も市役所に届いたようです。この問題は、これから毎年起きてきます。国と地方自治体の関係は対等の関係であるはずです。吹田市が今回の決定に誇りをもち、今後も住民生活を守る姿勢を堅持していただくことを期待します。

民商で労働保険に加入して安心

4月17日から4回に渡って労働保険の年度更新実務会が開催され、郵送の方も含め90名の方が更新を終えました。

昨年からは民商で労働保険に加入したあい川支部のHさんは「親会社から、職人の労災保険と雇用保険に加入しないと現場に入れなくなる」といわれ、民商に相談してすぐに加入しました。自分一人ではどうすればいいのか分からなかったと思います。それと自分自身の特別加入も加入し、安心して仕事ができます。」と話していました。

いま、国土交通省や厚生労働省による労働保険や社会保険への加入の指導が強められています。私たちの周りには「どうしよう」と悩んでいる方はたくさんおられます。お知り合いの方に声をかけてみましょう。

伝言板

- 記帳講習会 第1回 5月9日(火) 昼2時
- 第2回 5月16日(火) 昼2時
- 第3回 5月23日(火) 昼2時

弥生会計講習会にご希望の方も必ず記帳講習会にご参加ください。2019年10月から消費税が10%に増税されると同時に複数税率となることで、インボイス制度が実施されます。対応できるよう記帳の基本を今のうちから身につけ、申告や税務調査で困らない様にしましょう。また、第1回目は記帳の基本を学習します。手書きで記帳されている方も参加していただけます。

法人部会 税金をめぐる情勢の学習会

- 5月10日(水) 昼1時30分 民商会館
- 5月11日(木) 夜7時 民商会館

※補屋裁判の判決の内容、国税通則法改悪、マイナンバー制度、インボイス制度の内容など。

吹田民商青年部主催 焼肉交流会

- 5月14日(日) 昼12時から昼3時 吹田民商駐車場
- 参加費 一般2千円 青年部員1千円

無料法律相談

5月18日(木) 昼1時
北大阪総合法律事務所との弁護士が相談に応じます。相談を希望される方は事前に予約をして下さい。

連休中の事務所は基本的にカレンダー通りです。
※5月1日はメンバーのため午前中は事務所を閉めます。相談やご用の方は午後からお願いします。



毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

お買い物は地元市場商店街で。 商工業者の繁栄は市民ととも！